

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げに係る意見書

近年、学校施設等で、天井や外壁落下事故などが全国的に発生し、いずれも施設の耐久年数の限界によって起こった事故がたびたび報告されています。本市においても例外ではなく、教室内のひび割れ、雨漏り箇所も多く、校内の破損箇所などの修繕は、毎年対処的対策に限定されています。市内の小学校においては昭和の時代に建てられた校舎がほとんどで、耐震工事を行っているとはいえ、修繕箇所も多く、大雨のたびに雨漏り対応に追われているのが現状です。また学校施設は、子どもたちや教職員以外に、避難所として利用された場合には地域住民の尊い命を守ることが求められています。

世界情勢にかかる物価高騰や人口減少により厳しい財政状況の中、独自財源により施設整備を行っている自治体もありますが、財政的に余裕があると言い難い本市において前述した施設の状況を改善することは難しく、他自治体との教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。しかし世界情勢にかかる物価高騰や人口減少により厳しい財政状況の中、巨額な整備費を自治体が確保することはますます困難となっており、大都市圏などの他自治体との教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。また、子どもの「ゆたかな学び」を保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

鹿児島県西之表市議会